

岩手県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会規則第 16 号

岩手県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成 12 年岩手県教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>信託法</u>（大正11年法律第62号。以下「法」という。）及び公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第64号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(引受けの許可の申請)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 条例第 2 条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>委託者となるべき者の履歴書</u>（委託者となるべき者が法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務（以下「名称等」という。）を記載した書類）</p> <p>(4) <u>受託者となるべき者の履歴書、身分証明書及び印鑑証明書</u>（受託者となるべき者が法人の場合にあっては、その名称等を記載した書類）</p> <p>(5) <u>信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人に就任を予定されている者の就任承諾書、履歴書、身分証明書及び印鑑証明書</u></p> <p>(6) <u>運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関</u>（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、<u>その名称及び構成員の数並びにその構成員に就任を予定されている者の就任承諾書及び履歴書、身分証明書及び印鑑証明書</u></p> <p>(7) <u>財産目録</u></p> <p>(8) <u>預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>公益信託ニ関スル法律</u>（大正11年法律第 62号。以下「法」という。）及び公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第64号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(引受けの許可の申請)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 条例第 2 条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類</u></p> <p>(4) <u>委託者となるべき者の履歴書</u>（委託者となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び定款又は寄附行為（以下「名称等」という。）を記載した書類）</p> <p>(5) <u>受託者となるべき者の履歴書、身分証明書及び印鑑証明書</u>（受託者となるべき者が法人である場合にあっては、その名称等を記載した書類）</p> <p>(6) <u>信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の履歴書、身分証明書及び印鑑証明書</u>（<u>信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称等を記載した書類</u>）並びに就任承諾書</p> <p>(7) <u>運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関</u>（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、<u>当該運営委員会等の構成員となるべき者の履歴書及び就任承諾書</u></p>

(9) 引受け当初の事業年度及び次の事業年度(事業年度の定めのない場合は、引受け後2年間)の事業計画書及び収支予算書

(10) その他岩手県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が特に必要と認める書類
(引受けの許可等)

第3条 県教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、引受けを適当と認めるときは許可の、不適当と認めるときは不許可の通知をするものとする。

(財産の移転の報告)

第4条 条例第3条の報告は、信託財産の移転の終わった日から起算して1月以内に、信託行為(財産移転)完了報告書(様式第2号)により行わなければならない。

(信託条項の変更の承認の申請)

第5条 法第70条の信託条項の変更をしようとする受託者は、信託条項変更承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 信託条項の変更案及び変更の理由を記載した書類
- (2) 信託行為の変更に係る条項の新旧比較対照表
- (3) 信託行為に定める手続を経たことを証する書類

2 前項の信託条項の変更が、当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合は、その変更に係る第2条第7号から第9号までに掲げる書類を添えなければならない。この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは、「信託条項変更」と読み替えるものとする。

3 第3条の規定は、第1項の信託条項変更承認申請書を受理した場合について準用する。

(8) 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあつては、引受け後2年間)の事業計画書及び収支予算書

(9) その他岩手県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が必要と認める書類
(引受けの許可等)

第3条 県教育委員会は、前条第1項の公益信託引受許可申請書を受理したときは、これを審査し、引受けを適当と認めるときは許可の、不適当と認めるときは不許可の通知をするものとする。

2 県教育委員会は、前項の審査のため必要があると認めるときは、申請者に対し必要な資料を提出させ、又は説明を求めることがある。

(財産の移転の報告)

第4条 条例第3条の報告は、信託財産の移転が完了した日から起算して1月以内に、信託行為(財産移転)完了報告書(様式第2号)により行わなければならない。

(信託の変更に係る書類の提出)

第5条 法第5条第1項の特別の事情が生じたと認める受託者は、次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧比較対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第6条 法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとする受託者は、公益信託変更許可申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の変更をする根拠となる信託法(平成18年法律第108号)の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- (3) 信託の変更案を記載した書類及び新旧比較対照表
- (4) 信託行為に定める手続を経たことを証する書類

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

3 第3条の規定は、第1項の公益信託変更許可申請書を受理した場合について準用する。

(信託の併合の許可の申請)

第7条 法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとする受託者は、公益信託併合許可申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(1) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類

(2) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

(3) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧比較対照表

(4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

(5) 信託の併合当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあっては、信託の併合後2年間）の事業計画書及び収支予算書

(6) 第2条第2項第3号、第6号及び第7号に掲げる書類

(7) その他教育長が必要と認める書類

2 第3条の規定は、前項の公益信託併合許可申請書を受理した場合について準用する。

(吸収信託分割の許可の申請)

第8条 法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとする受託者は、吸収信託分割許可申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(1) 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類

(2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

(3) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧比較対照表

(4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(5) 第2条第2項第3号に掲げる書類

2 第3条の規定は、前項の吸収信託分割許可申請書を受理し

(受託者の辞任の認可の申請)

第6条 法第71条の辞任の許可を受けようとする受託者は、受託者辞任許可申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) [略]
- (2) 財産及び収支の現況を記載した書類
- (3) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

2 [略]

(受託者の解任の請求)

第7条 法第47条の受託者の解任の請求をしようとする委託者若しくはその相続人又はその信託管理人は、受託者解任請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

た場合について準用する。

(新規信託分割の許可の申請)

第9条 法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとする受託者は、新規信託分割許可申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (2) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- (3) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧比較対照表
- (4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類
- (5) 新規信託分割当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあっては、新規信託分割後2年間)の事業計画書及び収支予算書
- (6) 第2条第2項第3号、第6号及び第7号に掲げる書類
- (7) その他教育長が必要と認める書類

2 第3条の規定は、前項の新規信託分割許可申請書を受領した場合について準用する。

(受託者の辞任の許可の申請)

第10条 法第7条の辞任の許可を受けようとする受託者は、受託者辞任許可申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

2 [略]

(検査役の選任の請求)

第11条 信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとする委託者若しくはその相続人又は信託管理人は、検査役選任請求書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求)

第12条 信託法第58条第4項及び法第8条の規定により受託者の解任の請求をしようとする委託者若しくはその相続人又はその信託管理人は、受託者解任請求書(様式第9号)に次に

らない。

- (1) [略]
- (2) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類
(新受託者の選任の請求)

第8条 法第49条第1項の新受託者の選任を請求しようとする利害関係人は、受託者選任請求書（様式第6号）に第2条第4項に掲げる書類並びに財産及び収支の現況を記載した書類を添えて行わなければならない。

掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) [略]
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
(新たな受託者の選任の請求)

第13条 信託法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとする利害関係人は、受託者選任請求書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第2項第5号に掲げる書類及び就任承諾書
(信託財産管理命令の請求)

第14条 信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産管理命令」という。）を請求しようとする利害関係人は、信託財産管理命令請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第15条 信託法第66条第4項及び法第8条の規定による許可を受けようとする信託財産管理者は、保存行為等範囲外行為許可申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第16条 信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産管理者は、信託財産管理者等辞任許可申請書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した

書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第17条 信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとする委託者若しくはその相続人又は信託管理人は、信託財産管理者等解任請求書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 解任を請求する理由を記載した書類

(2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者若しくはその相続人又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第18条 信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとする利害関係人は、信託財産法人管理命令請求書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 受託者の死亡の事実を記載した書類

(2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類

(3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の請求)

第19条 信託法第123条第4項又は第258条第6項及び法第8条の規定により信託管理人の選任を請求しようとする利害関係人は、信託管理人選任請求書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 選任を請求する理由を記載した書類

(2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第2項第6号に掲げる書類

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第20条 信託法第128条第2項において準用する同法第57条第

(信託管理人の選任の請求)

第9条 法第8条第1項の信託管理人の選任を請求しようとする利害関係人は、信託管理人選任請求書（様式第7号）に第2条第5号に掲げる書類及び選任を請求する理由を記載した書類を添えて行わなければならない。

2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託管理人は、信託管理人辞任許可申請書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類（信託管理人の解任の請求）

第21条 信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとする委託者若しくはその相続人又は他の信託管理人は、信託管理人解任請求書（様式第18号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類（新たな信託管理人の選任の請求）

第22条 信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとする利害関係人は、新信託管理人選任請求書（様式第19号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第2項第6号に掲げる書類（信託の終了の請求）

第23条 信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとする委託者若しくはその相続人、受託者又は信託管理人は、信託終了請求書（様式第20号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する理由を記載した書類
 - (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
 - (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類
- (諸届出)

第24条 条例第7条第2項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) [略]
- (2) 条例第7条第1項第3号に係る届出の場合 第2条第2項第6号又は第7号に掲げる書類

2 前項各号に掲げるもののほか、受託者は、氏名、住所又は職業（法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名

(諸届出)

第10条 条例第7条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) [略]
- (2) 条例第7条第1項第3号に係る届出の場合 第2条第5号又は第6号に掲げる書類

(検査等)

第11条 法第69条第1項の規定により検査を行う職員は、その職務を行う場合には、公益信託検査員証(様式第8号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 県教育委員会は、法第69条第1項の規定に基づき、財産の供託その他必要な処分を命じようとするときは、あらかじめ、当該受託者に意見を述べ、又は釈明する機会を与えるものとする。

(受託者の信託財産の取得の許可の申請)

第12条 法第22条第1項ただし書の信託財産を固有財産とすることについての許可を受けようとする受託者は、信託財産取得許可申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 固有財産としようとする理由を記載した書類
- (2) 固有財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類
- (3) 固有財産となるべきものの価格を証する書類

(残余財産の処分の承認の申請)

第13条 条例第10条の申請書は、残余財産処分承認申請書(様式第10号)によらなければならない。

2 条例第10条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 公益信託終了の理由を記載した書類
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]

3 [略]

(公益信託終了の報告)

第14条 条例第11条の規則で定める書類は、前条第2項第1号から第3号までに掲げる書類とする。

、主たる事務所の所在地又は主たる業務)に変更があったときは、速やかに、その事実を証する書類を添えて教育長に届け出なければならない。

(業務の監督)

第25条 法第3条及び第4条第1項の規定により検査を行う職員は、その職務を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(残余財産の処分の承認の申請)

第26条 条例第10条の申請書は、残余財産処分承認申請書(様式第21号)によらなければならない。

2 条例第10条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 公益信託終了の事由を記載した書類
- (2) 公益信託終了の日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]

3 [略]

(公益信託終了の報告)

第27条 条例第11条の教育委員会規則で定める書類は、前条第2項第1号に掲げる書類とする。

2 清算受託者(信託法第177条に規定する清算受託者をいう。)は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

(補則)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号 (第2条関係)

第 号

年 月 日

[略]

公益信託 を引受けたいので、関係書類を添えて、許可を申請します。

[略]

様式第2号 (第4条関係)

第 号

年 月 日

[略]

様式第3号 (第5条関係)

第 号

年 月 日

[略]

信託条項変更承認申請書

公益信託 の信託条項を変更したいので、関係書類を添えて、承認を申請します。

[略]

(2) 信託の清算終了時における財産目録

(3) 残余財産の処分に関する書類

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

[略]

公益信託 を引き受けたいので、関係書類を添えて、許可を申請します。

[略]

様式第2号 (第4条関係)

年 月 日

[略]

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日

[略]

公益信託変更許可申請書

公益信託 の信託を変更したいので、関係書類を添えて、許可を申請します。

[略]

様式第4号 (第7条関係)

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

受託者 住所

氏名

印

公益信託併合許可申請書

公益信託 を と併合したいので、関係書類を添えて、許可を申請します。

(A4)

様式第5号 (第8条関係)

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

受託者 住所

氏名

印

吸収信託分割許可申請書

公益信託 の信託財産の一部を

の信託財産としたいので、関係書類を添えて、許可を申請します。

(A4)

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

受託者 住所

氏名 ㊟

新規信託分割許可申請書

公益信託 の信託財産の一部を

の信託財産としたいので、関係書類を添えて、許可を申請します。

(A4)

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

[略]

公益信託 の受託者を辞任したいので、関係書類を添えて、許可を申請します。

[略]

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

検査役選任請求書

公益信託 の検査役の選任について、関係書類を添えて、請求します。

(A4)

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

[略]

様式第10号(第13条関係)

年 月 日

[略]

様式第11号(第14条関係)

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

様式第4号(第6条関係)

第 号

年 月 日

[略]

公益信託 の受託者を辞任したいので、関係書類を添えて、承認を申請します。

[略]

様式第5号(第7条関係)

第 号

年 月 日

[略]

様式第6号(第8条関係)

第 号

年 月 日

[略]

申請者 住所 _____

氏名 _____ ㊟

信託財産管理命令請求書

公益信託 _____ の信託財産管理者による管理を
命ずる処分について、関係書類を添えて、請求します。

(A 4)

様式第12号 (第15条関係)

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

信託財産管理者

(信託財産法人管理人) 住所 _____

氏名 _____ ㊟

保存行為等範囲外行為許可申請書

公益信託 _____ の保存行為等の範囲を超える行
為について、関係書類を添えて、許可を申請します。

(A 4)

様式第13号 (第16条関係)

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

信託財産管理者

(信託財産法人管理人) 住所 _____

氏名 _____ ㊟

信託財産管理者等辞任許可申請書

公益信託 _____ の信託財産管理者 (信託財産法
人管理人) を辞任したいので、関係書類を添えて、許可を申
請します。

(A 4)

様式第14号 (第17条関係)

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____ ㊟

信託財産管理者等解任請求書

公益信託 _____ の信託財産管理者 (信託財産法
人管理人) の解任について、関係書類を添えて、請求します

。

(A 4)

様式第15号 (第18条関係)

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

信託財産法人管理命令請求書

公益信託 の信託財産法人管理人による管
理を命ずる処分について、関係書類を添えて、請求します。

(A4)

様式第7号 (第9条関係)

第 号

年 月 日

[略]

様式第8号 (第11条関係)

(表)

第 号

職 氏 名

公益信託検査員証

年 月 日

岩手県教育委員会 印

縦 6センチメートル

横 9センチメートル

(裏)

信託法の抜すい

第69条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付
検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スル
コトヲ得

2 (省略)

岩手県教育委員会ノ所管ニ属スル公益信託ノ引受
けノ許可及ビ監督ニ関スル規則ノ抜すい

(検査等)

第11条 法第6条第1項ノ規定ニ依リ検査ヲ行フ職員ハ、
其ノ職務ヲ行フ場合ニハ、公益信託検査員証(様式第8
号)ヲ携帯シ、関係者ノ請求があつたときは、これを提

様式第16号 (第19条関係)

年 月 日

[略]

示しなければならない。

2 (省略)

様式第9号 (第12条関係)

第 号

年 月 日

[略]

信託財産取得許可申請書

公益信託 の信託財産を固有財産としたい
ので、関係書類を添えて、許可を申請します。

[略]

様式第10号 (第13条関係)

第 号

年 月 日

様式第17号 (第20条関係)

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

信託管理人 住所

氏名 ㊟

信託管理人辞任許可申請書

公益信託 の信託管理人を辞任したいので、
関係書類を添えて、許可を申請します。

(A 4)

様式第18号 (第21条関係)

年 月 日

[略]

信託管理人解任請求書

公益信託 の信託管理人の解任について、
関係書類を添えて、請求します。

[略]

様式第19号 (第22条関係)

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

新信託管理人選任請求書

公益信託 の新たな信託管理人の選任につ
いて、関係書類を添えて、請求します。

(A 4)

様式第20号 (第23条関係)

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

信託終了請求書

公益信託 の信託の終了について、関係書
類を添えて、請求します。

(A 4)

様式第21号 (第26条関係)

年 月 日

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。